

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 6 日

別記（建設業団体）宛

国土交通省不動産・建設経済局建設振興課

健康保険証の廃止に伴う現場作業員の健康保険の加入証明書類について

平素より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

建設業における社会保険加入対策については、行政機関や元請・下請建設業者団体、発注者団体等を構成員とする建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会（平成 24 年 5 月設置・令和 3 年 12 月改組）等において、関係者一体となって、取組を進めているところです。

そのうち、建設工事現場での社会保険加入対策については、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（平成 24 年 7 月通知・令和 4 年 4 月改定、以下「ガイドライン」という。）において、元請企業・下請企業において、現場入場する作業員の保険加入状況を確認し、適切な保険に加入していることを確認できない場合には、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いを徹底すべきであることとされています。

この際、確認にあたっては、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の登録情報を活用した確認を原則としておりますが、CCUS を使用しない場合には、健康保険証のコピー等（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）を提示させる（電子データによる確認も含む）など、真正性の確保に向けた措置を講ずることとしております。

今般、現行の健康保険証の発行が本年 12 月 2 日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することを踏まえ、本年 12 月 2 日以降、作業員の健康保険への加入状況の確認方法について、ガイドラインに沿った真正性の確保に向けた措置を講じた確認方法を下記の通り整理いたしましたので、貴団体傘下の会員企業等に対して周知いただくとともに、引き続き、建設業における社会保険等への加入徹底に向けた取組が着実に行われるようお願い申し上げます。

記

【原則】

ガイドラインでは、「各作業員の保険加入状況の確認を行う際には、登録時に社会保険の加入証明書類等の確認を行うなど情報の真正性が厳正に担保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において作業員名簿を確認して保険加入状況の確認を行うことを原則とする。なお、この場合は証明書類の添付は不要である。」としている。引き続き、原則として CCUS の登録情報を活用して確認すること。



【CCUS に加入していない作業員の場合】

ガイドラインでは、「建設キャリアアップシステムを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合、元請企業は下請企業に対し、健康保険証のコピー、標準報酬決定通知書等関係資料のコピーや雇用保険被保険者証のコピー等（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）を提示させる（電子データ による確認も含む）など、真正性の確保に向けた措置を講ずること。」としている。この「真正性の確保に向けた措置」について、CCUS に加入していない作業員の場合は、それぞれ以下に示す方法で対応すること。

① CCUS に加入しておらず、マイナ保険証を所持している作業員の場合

保険者（国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等）より発行される「資格情報のお知らせ」のコピー又はマイナポータルに表示される被保険者資格情報の PDF ファイルの電子データや印刷物（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）により確認することで対応すること。

② CCUS に加入しておらず、マイナ保険証も所持していない作業員の場合

保険者（国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等）より発行される「資格確認書」のコピー（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）により確認することで対応すること。なお、令和 6 年 12 月 1 日時点で有効な健康保険証のコピーについては、その有効期限まで（最長、令和 7 年 12 月 1 日まで）、従来通り作業員の健康保険の加入状況の確認を行うことができることを申し添える。

以上

(建設業団体)

全国管工事業協同組合連合会
(一社)日本空調衛生工事業協会
(一社)日本建設機械施工協会
(一社)日本塗装工業会
(一社)全国建設業協会
(一社)日本左官業組合連合会
(一社)日本サッシ協会
(一社)日本電設工業協会
建設工業経営研究会
(一社)海外建設協会
(一社)日本道路建設業協会
(一社)日本埋立浚渫協会
(一社)鉄骨建設業協会
(一社)日本建設組合連合
(一社)全国中小建設業協会
(一社)建設産業専門団体連合会
建設業労働災害防止協会
(一社)情報通信エンジニアリング協会
(一社)日本橋梁建設協会
(公社)全国鉄筋工事業協会
(一社)プレハブ建築協会
(一社)全国さく井協会
(一社)日本鳶工業連合会
日本室内装飾事業協同組合連合会
(一社)日本タイル煉瓦工事工業会
全日本板金工業組合連合会
(一社)日本エレベーター協会
(一社)情報通信設備協会
(一社)全国建設産業協会
(一社)全国クレーン建設業協会
(一社)日本造園建設業協会
(一社)日本冷凍空調設備工業連合会
(一社)日本機械土工協会
(一社)全国中小建築工事業団体連合会
(一社)日本シャッター・ドア協会
(一社)全国建設室内工事業協会
(一社)日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会

(一社)建築開口部協会【旧:(一社)カーテンウォール・防火開口部協会】
(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会
全国建具組合連合会
(一社)日本保温保冷工業協会
(一社)全国基礎工事業団体連合会
全国建設業協同組合連合会
(一社)日本ウエルポイント協会
(一社)日本グラウト協会【旧:(社)日本薬液注入協会】
(一社)日本建設軀体工事業団体連合会
(一社)日本海上起重技術協会
(一社)日本造園組合連合会
せんい強化セメント板協会
(一社)日本建設業経営協会
全国浚渫業協会
(一社)土地改良建設協会
(一社)全国防水工事業協会
(一社)日本基礎建設協会
(一社)全日本瓦工事業連盟
(一社)日本型枠工事業協会【旧:(社)日本建設大工工事業協会】
(一社)全国ダクト工業団体連合会
日本外壁仕上業協同組合連合会
(一社)日本建築大工技能士会
(一社)四国空調衛生工事業協会【旧:(一社)四国電気・管工事業協会】
(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会
(一社)全国タイル業協会
(一社)日本厨房工業会
(一社)重仮設業協会
(一社)日本計装工業会
全日本電気工事業工業組合連合会
日本圧気技術協会
(公社)日本エクステリア建設業協会
(一社)全国道路標識・標示業協会
(一社)日本金属屋根協会
(一社)斜面防災対策技術協会
(一社)全国建設産業団体連合会
(一社)日本下水道施設業協会
(一社)日本内燃力発電設備協会
(一社)日本建築板金協会

消防施設工事協会

(一社)日本運動施設建設業協会

全国圧接業協同組合連合会

(一財)中小建設業住宅センター

全国マスチック事業協同組合連合会

(一社)全国ポンプ・圧送船協会

全国板硝子工事協同組合連合会

(一社)日本屋外広告業団体連合会

(一社)日本家具産業振興会

(公社)全国解体工事業団体連合会

(公社)日本推進技術協会

日本建設インテリア事業協同組合連合会

(一社)日本ウレタン断熱協会

(一社)日本配管工事業団体連合会

(一社)ビルディング・オートメーション協会

(一社)日本トンネル専門工事業協会

(一社)日本アンカー協会

(一社)日本ツーバイフォー建築協会

(一社)日本木造住宅産業協会

(一社)日本潜水協会

(一社)全国特定法面保護協会

(一社)日本在来工法住宅協会

ダイヤモンド工事業協同組合

(一社)日本建設業連合会

(一社)フローリング協会

(一社)全日本漁港建設協会

(一社)マンション計画修繕施工協会

(一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会

(一社)全国建行協

(一社)コンクリートパイル建設技術協会

(一社)樹脂舗装技術協会

(公財)建設業適正取引推進機構

(一社)送電線建設技術研究会

(一社)日本発破・破砕協会【旧:日本発破工事協会】

(一社)全国中小建設工事業団体連合会

(一社)コンクリートパイル・ポール協会

全国建設労働組合総連合

(一社)JBN・全国工務店協会

(一社)日本管路更生工法品質確保協会
(一社)全国住宅産業地域活性化協議会
(一社)日本築炉人材育成協会
(一社)鉄骨現場溶接協会
全国サイディング事業協同組合連合会
(一社)窓廻り装飾事業協会
日本住宅パネル工業協同組合
(一社)日本建設あと施工アンカー協会
(一社)全国建築測量協会
全国仮設安全事業協同組合



マイナ保険証の利用促進等について

12月2日以降の医療機関等における マイナンバーカードを用いた資格確認

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

医療機関等の窓口で患者が資格確認を受ける方法（12月2日以降）

	資格確認方法	備考
①	マイナ保険証 ※顔認証マイナンバーカード含む	電子証明書の有効期間内のみ、医療情報等の提供の同意に基づくよりよい医療を受けることが可能 12月2日以降、電子証明書の有効期限が過ぎても3か月間は引き続き資格確認を受けることが可能
	マイナポータル画面（PDF含む） + マイナンバーカード	マイナンバーカードで資格確認ができなかった場合に、窓口でスマートフォンの画面を提示
	資格情報のお知らせ + マイナンバーカード	マイナンバーカードで資格確認ができなかった場合に、窓口で資格情報のお知らせの用紙を提示
②	資格確認書（・健康保険証）	資格確認書でも保険証と同様に医療を受けることが可能 マイナ保険証を保有しない方には、現行の健康保険証の期限が切れるまでに申請によらず職権交付 健康保険証は、12月2日以降、有効期限の範囲内で最長1年間使用可能

※マイナ保険証の場合には、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証の提示は不要。

マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの対比表

	マイナ保険証	資格確認書	資格情報のお知らせ
対象者	マイナンバーカードを取得して保険証利用登録をした方	電子資格確認を受けることができない方（マイナ保険証未保有者、マイナンバーカード未保有者等） ※現行の保険証が失効する後期高齢者はマイナ保険証の保有状況に関わらず職権交付の対象（令和7年7月末までの暫定的な運用）	マイナ保険証の保有者 ※被用者保険は今年度は全加入者、それ以降は新規加入時等に交付 ※後期高齢者については、左記の暫定的な運用の間はマイナ保険証の保有者に対しても資格情報のお知らせを交付せず、資格確認書を交付
取得方法・受取手段	自治体に交付申請、原則対面での受取手段	当分の間はマイナ保険証未保有者等に保険者が申請によらず交付（原則は申請交付）	保険者が申請によらず交付
用途・使用方法	医療機関での資格確認時に、顔認証付きカードリーダーにかざして利用 ※顔認証・暗証番号入力・目視確認のいずれかで本人確認 厳格な本人確認により、オンライン資格確認等システムを通じて自身の医療情報等を医療機関に提供可能	医療機関での資格確認時に、窓口に提示 ※医療機関への自身の医療情報の提供不可	単体では受診不可。 マイナ保険証が読み取れない場合や、オン資義務化対象外施設・経過措置対象施設でカードリーダーが設置されておらず、オンライン資格確認が受けられない場合等に、 <u>マイナ保険証と併せて提示することで受診可能</u>
券面事項	氏名・生年月日・性別・住所 ※裏面にマイナンバー	氏名・生年月日・性別、被保険者番号（負担割合）・保険者名・住所	氏名、被保険者番号（負担割合）・保険者名
様式・素材	カードのみ	基本はカード型（その他、ハガキ・A4型等）	A4紙（右下切り取り可）
発行開始時期	発行開始済み	令和6年12月2日～ ※基本的な運用としては現行の保険証の有効期限が切れるタイミング又は経過措置が終了するタイミングで一斉に職権交付、その他新規加入時等に職権交付	令和6年12月2日～ ※被用者保険は令和6年9月から開始、地域保険（市町村国保）は基本的には保険証の期限が切れるタイミングで交付 ※このほか、12/2以降、新規加入時や負担割合変更時等に交付
有効期限	電子証明書は5年間 ※更新時は市区町村で手続が必要、未更新のままだと利用登録が解除され資格確認書が職権で交付される	最大5年で保険者が定める範囲 ※更新あり	負担割合等が変わらない範囲内で利用可能 ※後期高齢者等については、保険者が有効期限を設定

資格情報のお知らせ（様式例）

資格情報のお知らせ

（保険者名）
（保険者番号）

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	000000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サウ タロウ		
負担割合（70 歳以上のみ記載）	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70 歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。（下部の切り取り箇所も同様）

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

－ マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら －



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面
をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンを
お持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診い
ただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
（このお知らせのみでは受診できません）

資格情報のお知らせ

令和〇年〇月〇日発行
(交付者名)
(保険者番号)

記号 000 番号 000000000 (枝番) 00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 〇割 (70 歳以上のみ記載)

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

マイナポータルでの資格情報画面

マイナポータルの画面

マイナポータル 実証ベータ版

健康保険証

マイナナンバーカード利用 登録済

資格情報 令和5年12月24日時点

① この情報は画面下部から保存できます

資格確認日
令和4年12月24日

区分
被保険者資格情報

交付年月日

登録なし

性別
登録なし

この情報を保存

医療機関受診時などに、ICチップの破損などでマイナ保険証の読み取りができない場合には、保存したPDFファイル画面をマイナ保険証とセットで受付窓口に表示することで、受診が可能です。
※受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

端末に保存

端末にダウンロードされるPDF

医療保険の資格情報

この画面のみでは受診できません。マイナ保険証とあわせて医療機関等の受付に提示してください。

保存日時： 2024年2月1日 時点

保 険 者 名	XXXXXXXX健康保険組合
保 険 者 番 号	00000000
記 号	1
番 号	00000
枝 番	00
氏 名	XX XX

70歳以上の方又は後期高齢者医療の加入者

一 部 負 担 金 割 合	3割
有 効 期 限	2024年7月31日

(注) マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、保存したPDFファイルをマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで受診いただけます。なお、70歳以上の方や後期高齢者医療の加入者の方は、表示されている有効期限の到来に伴い、一部負担金割合が変更になる場合がありますので、ご注意ください。